

心身障がい者扶養共済制度

◇制度の概要

障がいのある方を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万一（死亡・重度障がい）のことがあったとき、障がいのある方に終身一定額の年金を支給する制度です。

- (1) この制度は、障がいのある方を扶養している保護者の方々の連帯と相互扶助の精神にもとづき、障がいのある方の生活の安定と福祉の増進に資するとともに、障がいのある方の将来に対し、保護者が抱く不安の軽減を図ることを目的として昭和45年に発足しました。
- (2) この制度は、任意加入となっております。
- (3) 各道府県・指定都市が条例に基づいて実施している制度であり、岩手県も「心身障がい者扶養共済制度条例」を制定しております。
- (4) 障がいのある方1人につき2口まで加入することができます。
- (5) 掛金は、所得税及び地方税とも全額所得控除され、年金・弔慰金には所得税がかかりません。

◇申請に必要な書類(提出書類の様式は市障がい福祉課窓口にもあります)

- ・加入等申込書
- ・加入申込者の住民票
- ・心身障がい者の住民票
- ・申込者(被保険者)の告知書
- ・障害証明書(福祉事務所長の証明)
- ・年金管理者指定届出書(年金管理者を指定する場合のみ提出が必要)

◇加入できる保護者の要件

県内に居住する障がいのある方を現に扶養している保護者(父母、配偶者、兄弟姉妹、祖父母、その他親戚など)であって、次のすべての要件を満たしている方です。

- (1) 岩手県に住所があること。
- (2) 加入年度の4月1日時点の年齢が満65歳未満であること。
- (3) 特別の疾病又は障がいがなく、生命保険契約の対象となる健康状態であること。
- (4) 障がいのある方1人に対して、加入できる保護者は1人であること。

◇障がいのある方の範囲

次のいずれかに該当する障がいのある方で、将来独立自活することが困難であると認められる方です。

※年齢は問いません。

- (1) 知的障がいのある方
- (2) 身体障害者手帳を所持し、その障がいが1級から3級までに該当する方
- (3) 精神または身体に永続的な障がいがある方で、その障害の程度が(1)または(2)と同程度の障がいと認められる方

例) 統合失調症、脳性麻痺、進行性筋萎縮症、自閉症、血友病、など

◇相談先

県南広域振興局保健福祉環境部福祉課、市障がい福祉課で相談を受け付けています。